

第二次西原町男女共同参画計画

さわふじプラン

真の男女平等に支えられた『文教のまち 西原』を築くために



平成 15 年 3 月

沖縄県西原町

～男女共同参画社会とは？～

女性も男性も社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野で活動でき、男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいいます。

「男だから、女だから」ということで、こういうことがないですか

※職業の種類や仕事の内容が性別で違っている。または、かたよっている。

※地域や家庭の中で、「男はこれ……、女はこれ……」というように、性別で役割分担されてしまっている。

「日本国憲法」の中で、男女が性別にとらわれず平等であることを保障していますが、私たちの意識に、性別にとらわれた認識、考え方方が残っており、家庭や地域、職場の中で知らず知らずのうちに平等ではない場面が多くみられます。「女性だから……、男性だから……」という見方ではなく、その人の能力、個性を尊重する見方に変えていくことが男女共同参画の出発点となります。

国では、男女共同参画社会の実現が21世紀の最重要課題と位置づけ、「男女共同参画社会基本法」を1999年に施行しています。

西原町の第一次の「さわふじプラン」は「西原町女性行動計画」といい、主に女性の地位向上に向けた取り組み内容でした。今後は、男性を含めた社会全体の意識や仕組みを変えていく「男女共同参画」の社会づくりをめざしていくことが基本になります。

第二次の「さわふじプラン」では、男女共同参画社会を築いていくために、今後、本町が取り組むべき施策など、必要な事項を定めています。

目 次

I 計画の信条と目的	1
II 計画の期間	1
III 計画の全体体系	2
IV 施策の内容	4
男女共同参画を理解するキーワード	9
相談窓口(主に女性関係の相談窓口)	10

● さわふじについて（表紙）

サガリバナのことで、西原町ではシンカキーギーとも言う。開花時期は、7月から8月。夕方に開き、翌朝に散る。温地帯を好み、古代の西原では海浜に繁殖し、人々のくらしと深くかかわっていたと思われる。国内では奄美が北限で、東南アジアなどの熱帯地域では多数のサガリバナ科植物がある。

内閣御殿にあるさわふじは、樹齢約470年とも言われ、町民に親しまれている。

表紙のさわふじは、1837年に出版された『賀間本草』に描かれたものである。

I 計画の信条と目的

「西原町男女共同参画計画」は、「日本国憲法」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「男女共同参画社会基本法」の精神を受け止め、『基本的人権の尊重』と『両性の本質的平等』を信条（基本理念）とします。

本計画は、上記の信条（基本理念）をふまえ、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う、男女共同参画社会の実現をめざします。

このことは、「第三次西原町基本構想」と一体となって、まちづくりにおける施策展開の中で、また、町民の生活の場で男女共同参画が推進されることにより、真の男女平等に支えられた『文教のまち 西原』を築いていくことです。

II 計画の期間

この計画は、2003年度（平成15年度）を初年度とし、2012年度（平成24年度）までの10年間とします。



III 計画の全体体系

男女共同参画社会の実現

<施策の方針>

<施策の柱>

1 真の男女平等に向けた意識改革と実践の促進

(1) 男女平等の意識づくり

(2) 男女共同参画の実践促進

(3) 男女共同参画の条例化

2 男女の人権尊重と健康づくりの拡充

(1) 男女の人権尊重の推進

(2) 健康づくりとリプロダクティブ・ヘルス／ライツの支援

(3) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

3 政策決定の場や平和構築の活動における男女共同参画の促進

(1) 政策・方針決定への男女共同参画の促進

(2) 平和に向けた文化・国際交流の推進

(3) 大学等との調査・研究協力の促進

4 男女共同参画の社会的環境の充実

(1) 就業・雇用条件の充実

(2) 自立的で多様な生き方の支援

(3) 生活環境等の整備

5 推進体制の強化

(1) 男女共同参画拠点機能の拡充

(2) 庁内体制の充実

(3) 町民や関係機関等とのネットワーク強化

<具体施策>

- ①児童生徒に対する男女平等教育の推進
- ②教職員・PTAの男女平等意識の推進
- ③家庭・地域における男女平等意識の醸成
- ①ジェンダーフリーの学校運営の推進
- ②家事・子育て・介護等における男女共同参画の促進
- ③地域活動における男女共同参画の促進
- ①男女共同参画条例の制定
- ②男女共同参画宣言都市の実施

- ①人権擁護に関する意識の啓発
- ②相談体制の拡充
- ①ライフステージに応じた健康づくりの支援
- ②リプロダクティブ・ヘルス／ライツの普及
- ③妊娠・出産に関する支援
- ①ドメスティック・バイオレンス等に関する意識の啓発
- ②被害者のケアの充実

- ①委員会・審議会等への女性登用拡充
- ②政策提言等における男女共同参画の促進
- ①平和・文化・国際交流の推進
- ②女性に関する文化事業の展開
- ①男女共同参画に関する調査・研究の推進
- ②男女共同参画のまちづくりにおける大学人材の活用

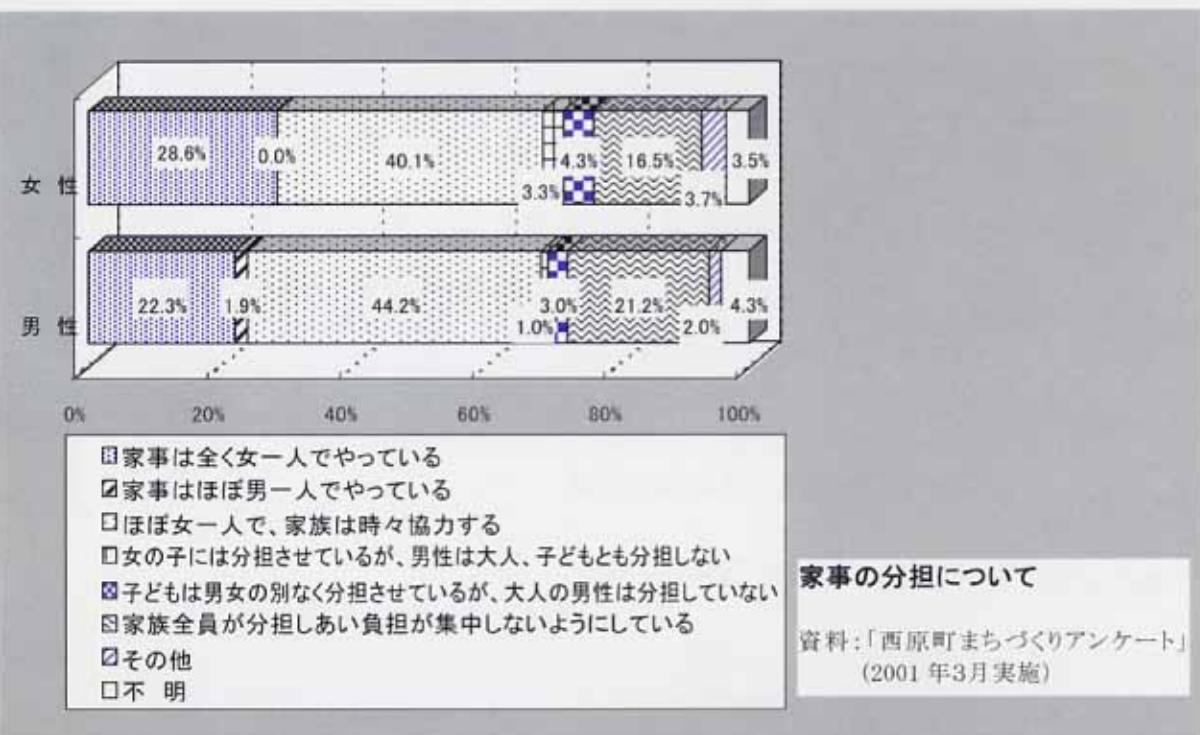
- ①経営者等の意識啓発や労働関係法の周知・遵守
- ②就業・起業化の支援
- ①多様な保育サービスの充実
- ②在宅介護支援サービスの充実
- ①住環境・ゴミ問題等生活環境整備における男女共同参画の拡充
- ②環境整備活動等における男女共同参画の促進
- ③安全で利用しやすい環境整備

- ①男女共同参画推進体制の強化
- ②男女共同参画推進拠点の整備
- ①職員の男女平等意識の向上
- ②推進本部等の機能強化
- ③女性職員の研修機会の充実と積極的登用
- ①町民や各種団体等とのネットワーク強化と活動支援
- ②関連機関との連携強化

IV 施策の内容

1 真の男女平等に向けた意識改革と実践の促進

女性と男性が対等に社会のあらゆる分野に参画し、ともに多様な生き方を認めあい、責任を分かちあいながら暮らせる、真の男女平等が実現した社会を築きあげるためにには、私たちの意識や行動を変えていくことが必要です。そのために、次代を担う子どもたちの幼い頃からの意識づくりと、家庭、地域社会、職場における男女平等の学習を推進し、私たち自身のジェンダー（社会的文化的につくられた性差）にとらわれた意識を冷静に見つめ、ジェンダーフリーの意識と行動を身につけていきます。また、町民が目標を共有し、協働して取り組んでいくためにも、規範となる男女共同参画の条例化をめざします。



2 男女の人権尊重と健康づくりの拡充

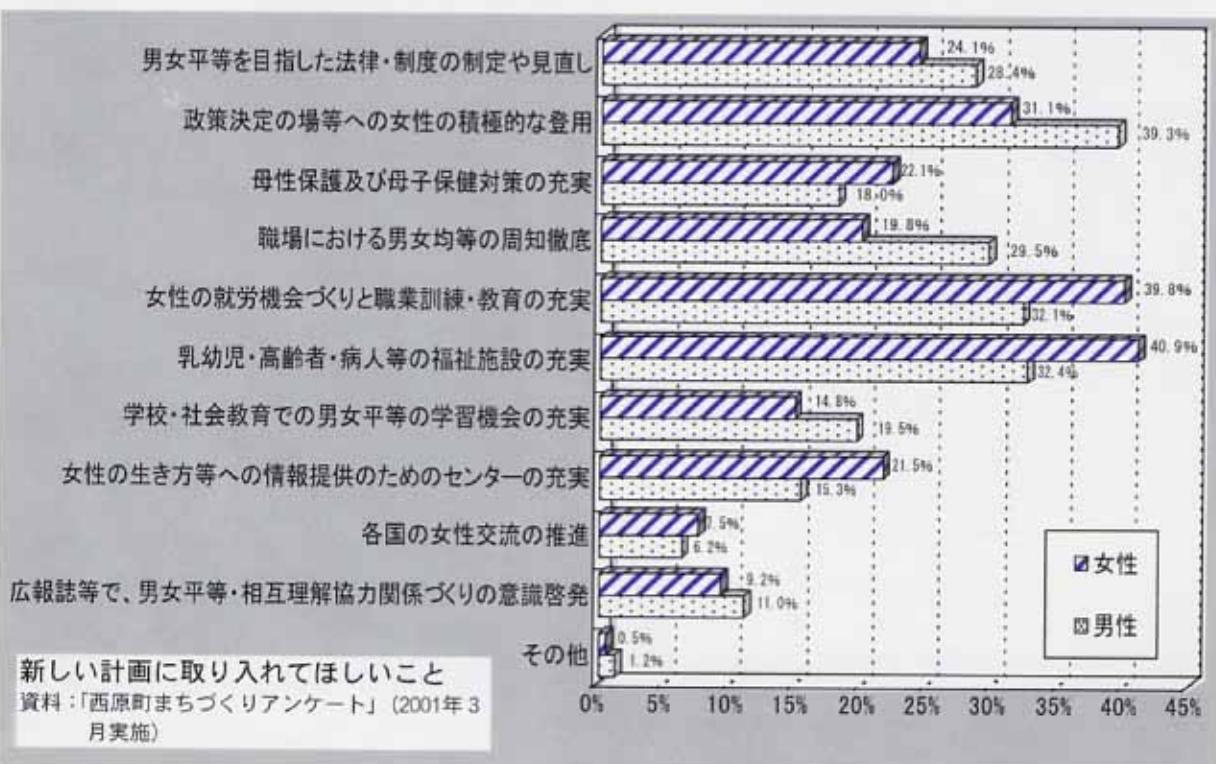
私たちが平和でいきいきとした生活をおくるためには、一人ひとりの人権が守られているとともに、心身ともに健康であることが基本となります。そのために、基本的人権についての私たちの認識を高めることが重要です。また、女性や子どもに対する暴力やセクシュアル・ハラスメントなどは大きな人権侵害であり、なくすことが必要です。

また、健康づくりは、高齢化の進展や生活習慣病の増加とともに、一層大切なことになっています。特に女性は、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）という考え方のもと、自分自身の的確な自己管理と自分の意志にもとづいて行うことができる事が大切であり、男性の理解と協力も必要です。



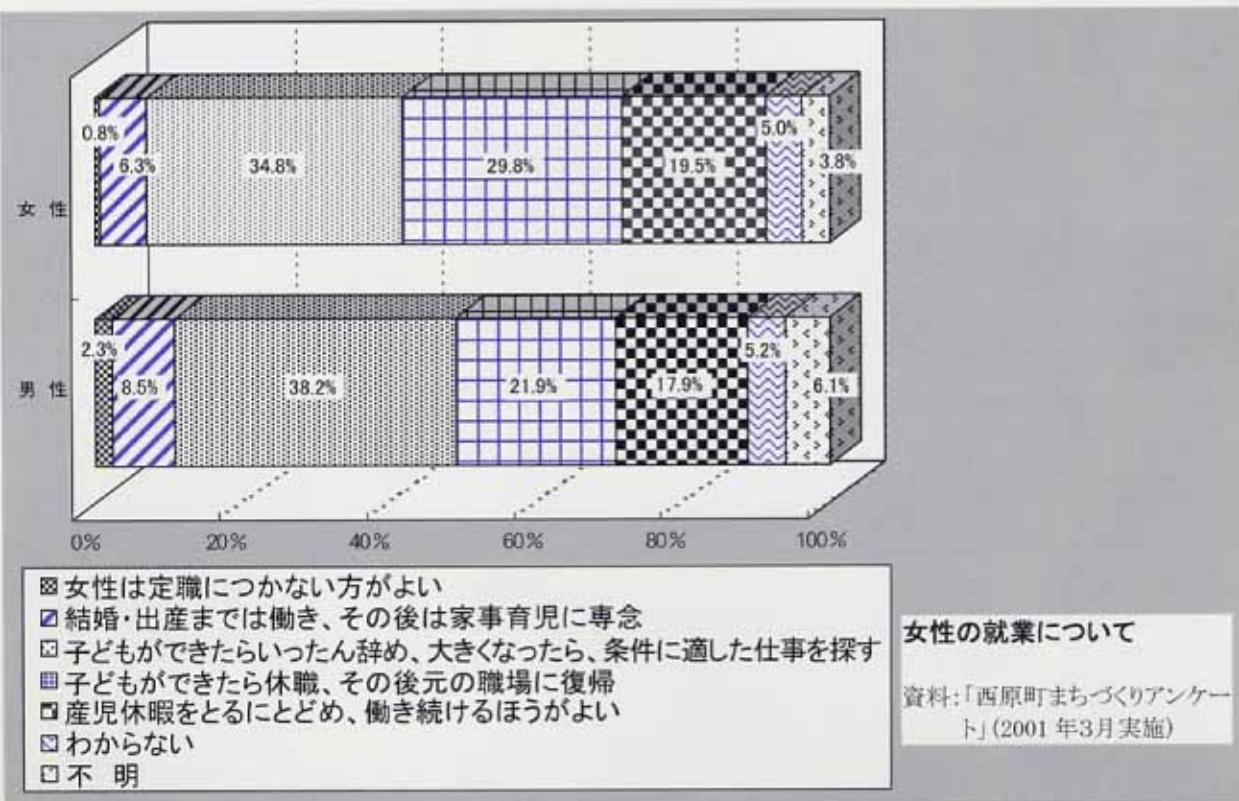
3 政策決定の場や平和構築の活動における男女共同参画の促進

まちづくりにおける女性の参画は、まだまだ不十分な状況にあります。また、ジェンダーの問題を掘り下げる、広くあらゆる人々の人権擁護の考え方におよび、さらには、基本的人権が無視される戦争の悲惨さを認識させ、平和の大切さ、尊さを浮かび上がらせます。こうした視野の広さを持った男女共同参画に関する取り組みは、だれもが住みやすいまちづくりへと波及するとともに、女性のスキルアップ（技能の向上）やエンパワーメント（能力の向上）に寄与し、『文教のまち 西原』のまちづくりの理念（平和、共生、躍動）に合致します。今後、男女共同参画の視点から、まちづくりにおける政策・方針決定への女性の参画を促進するとともに、国内外との平和・文化交流、町内に立地している大学と連携した調査・研究等を推進し、基本的人権に対する視野の広い理解と連携に努めます。



4 男女共同参画の社会的環境の充実

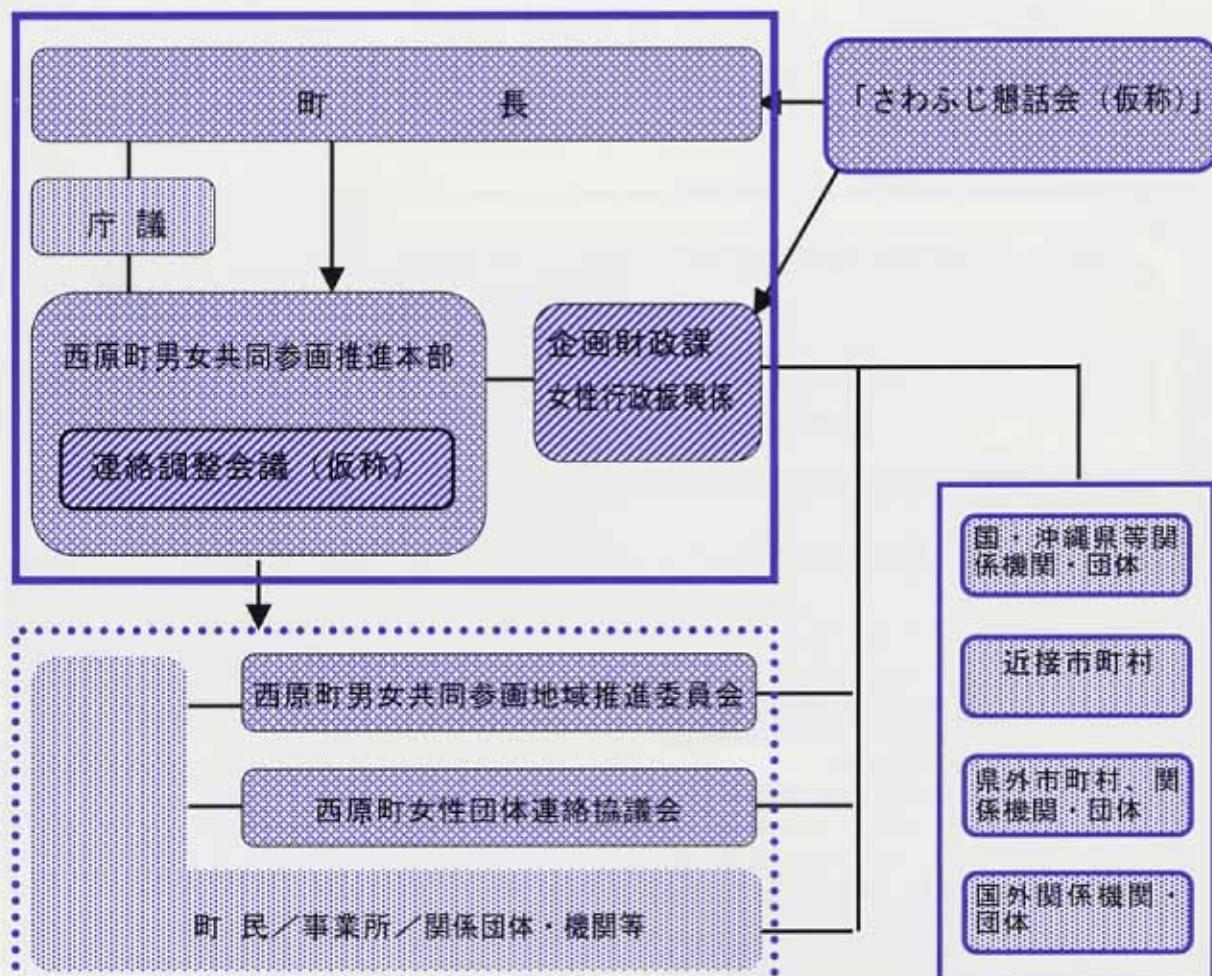
女性と男性がその持てる能力を十分に発揮し、自立的な生活を営み、社会において多様に活動できることは、いきいきとした町民生活を支え、まちの活性化につながるものと期待できることから、就業等経済的支援や子育てなどの家庭生活の支援、活動しやすい生活環境の整備など、社会的環境を充実することが大切です。そのために、継続的に就業し、安心して働く労働環境の拡充をはじめ、雇用条件の充実を促進します。また、子育てや介護等における男女共同参画と支援体制の充実を図るとともに、防犯面の充実と安全で利用しやすい公的施設の拡充、生活環境整備に関する地域活動等の男女共同参画を促進します。



5 推進体制の強化

本計画がめざす真の男女平等が図られた男女共同参画社会を形成していくためには、行政をはじめ、町民や関係機関と連携した取り組みなど、推進体制を強化することが必要です。そのために、まちづくりは女性と男性の双方が主体であり、平等に役割を担うことが前提であるという基本的認識をふまえ、男女共同参画に関する施策を着実に推進する体制を確立するとともに、職員の意識改革等府内体制の充実に努めます。また、町民や関係機関とのネットワークを強化し、幅広い推進体制のもとに取り組みます。

【推進体制(イメージ図)】



男女共同参画を理解するキーワード

○ エンパワーメント(Empowerment)

一般的には、力をつけること、能力の向上といった意味です。自己決定といった個人的な力や、経済力、政治力など、一人が力をつけることにより別の人の力となり、グループ全体の力を高めていくような能力をいいます。女性問題の視点から加えると、女性一人ひとりが女性問題の存在に気づき、その問題の背景にある社会構造を理解し、問題解決のために行動することが含まれます。

○ ジェンダー(Gender)

自然的・生物学的な性差であるセックス(Sex)とは区別して使われる言葉で、社会的・文化的に形成された性差を「ジェンダー」と表現します。例えば、「男らしさ／女らしさ」というものが、生まれつきなものではなく、その地域の社会的・文化的環境の中でつくられ、意識に植え付けられるものです。世の中の制度や構造はジェンダーの影響を受けており、ジェンダー問題は幅広い状況にあります。

○ 性別役割分担意識

男性・女性で異なる役割が与えられ、その役割の遂行を期待する意識をいいます。「男は仕事、女は家庭」という考え方について、内閣府調査によれば、「同感しない」と答えた人の割合が、昭和62年(26.9%)と平成7年(48.0%)を比べると増加していますが、7年と12年(48.3%)では変化がみられません。性別役割分担の意識は、長期的に解消される方向にあるものの、依然として根強く残っています。

○ セクシュアル・ハラスメント(Sexual harassment)

相手の意に反した性的な言動で、身体への不必要的接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の提示など、様々なものが含まれます。雇用の場においては、「職場において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により、女性労働者がその労働条件につき不利益を受けること又は性的な言動により女性労働者の就業環境が害されること」とされています。

○ 男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日に公付・施行された法律で、基本理念として、①男女の人権の尊重、②社会における制度又は慣習についての配慮、③政策等の立案及び決定への共同参画、④家庭生活における活動と他の活動の両立、⑤国際的協調を定め、国や地方公共団体は男女共同参画社会の形成促進に関する施策の策定・実施、国民は男女共同参画社会の形成に努めることなどの責務を示しています。

○ 男女雇用機会均等法

男女雇用機会均等法(正式には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」)は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする法律です。

○ ドメスティック・バイオレンス(Domestic violence)

日本語に直訳すると「家庭内暴力」となりますが、一般的には「夫や恋人など親密な関係にある、又はあった男性から女性に対して振るわれる暴力」という意味で使用されることが多くなっています。家庭内の被害は潜在することが多い、公的機関の対応も十分ではなかったことから、この問題に対する取り組みが急がれています。身体的なものだけでなく、精神的なものまで含む概念として用いられる場合もあります。

○ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が平成13年4月に成立し、同年10月13日に施行されました。これは、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するため、都道府県が、自ら設置する婦人相談所などの施設において、被害者の相談への対応、一時保護などの「配偶者暴力相談支援センター」の機能を果たすことや、裁判所が発する接近禁止命令や退去命令について規定しています。

○ リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(Reproductive health/ rights)

1994年にカairoで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、重要な人権の1つとして認識されています。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心的課題には、いつ何人子どもを生むか生まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性関係、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれています。また、これらに関連して、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

相談窓口(主に女性関係の相談窓口)

ひとりで悩まずに、まず、相談を！

一般相談やDV相談など ~日常の悩みごと、暴力やストーカー行為などの相談を受けつけ、解決に向けて支援します。

◆ているる相談室(沖縄県女性総合センター)

TEL 868-4010 日時:火～土曜日／午前10時～午後5時
(年末年始は休み)

◆沖縄県女性相談所／配偶者暴力相談支援センター

TEL 854-1172 日時:月～金曜日／午前8時30分～午後5時
土日祝／午前10時～午後5時
(年末年始は休み)

◆ダイヤルうない(なは女性センター)

TEL 861-7515 日時:月～土曜日／午前9時～午後5時
(年末年始は休み)

◆警察安全相談(沖縄県警察署)

TEL 863-9110 年中無休／24時間受け付け

◆女性の人権ホットライン(那覇地方法務局)

TEL 853-1102 年中無休／午前8時30分～午後5時
(時間外は留守電で対応)

特別相談 ~法律や心の健康について、弁護士や医師が相談にあたります。

◆ているる相談室(沖縄県女性総合センター)

※予約が必要ですので、電話でお問い合わせ下さい。
TEL 868-4010

国際女性相談 ~外国人との結婚、離婚に関連した問題の相談を受けつけます。

◆ているる相談室(沖縄県女性総合センター)

※予約が必要ですので、電話でお問い合わせ下さい。
TEL 868-4010

※町内の相談窓口については、「広報にしはら」に掲載しています。